NPO法人 消費者協会宝塚の 瓦版

特定非営利活動法人消費者協会宝塚

〒665-0852
宝塚市売布２丁目５－１
ピピアめふ５階
電話＆FAX　0797－81－4175
HP　http://www.jttk.zaq.ne.jp/skt/
ﾌﾞﾛｸﾞ　http://blog.zaq.ne.jp/skt5/

平成１９年　６月号

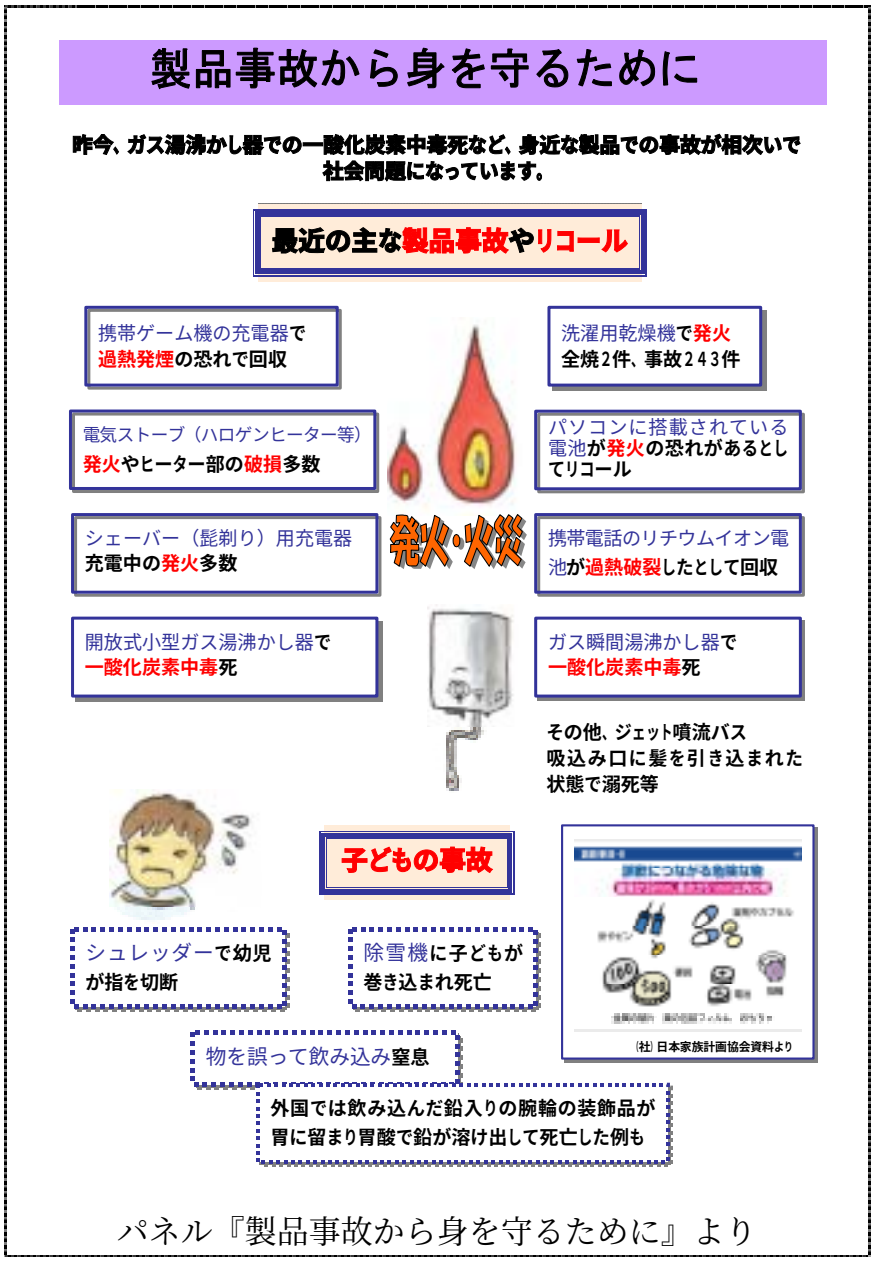

パネル『製品事故から身を守るために』より

＜　目　次　＞

● 展示パネル紹介

『製品事故から身を守るために』
『消費生活用品安全法の改正』
『製品事故を防ぐために
私たちにできること』

● くらしの情報

『消費生活センターを装った
架空請求ハガキにご注意！』

『中国製品に注意!』

● 6月は環境月間

パネル『製品事故から身を守るために』（ピピアめふ５階をかわきりに市内を回覧予定です！）

製品事故から身を守るために

昨今、ガス湯沸かし器での一酸化炭素中毒死など、身近な製品での事故が相次いで社会問題になっています。

消費生活用品安全法の改正

製品を使っていて大きな事故が起きた場合、できるだけ国民にもわかるように、その製品の製造または輸入の事業を行う者が国に報告する義務を課した法律が改正されました。

消費生活用製品安全法の改正による
製品事故情報の報告・公表制度
（平成１９年５月１４日施行）

★重大な製品事故が発生！（死亡、重傷、火災など）
★事故を知ったら
・小売販売事業者、修理事業者、設置工事事業者は、事故をﾒｰｶｰ等に通知する責務
・ﾒｰｶｰや輸入事業者は、国に事故を報告する義務
⇒消費者への情報提供
・国は事故情報を公表
⇒独立行政法人製品評価技術基盤機構(nite)による調査
★もし必要があれば
・国はﾒｰｶｰや輸入事業者に安全でない製品の製造や輸入を禁止、回収などの危険防止措置をとるよう命令
・販売事業者はﾒｰｶｰや輸入事業者の危害防止措置に協力する責務
★命令違反なら
・罰則

製品事故を防ぐために私たちにできること

1） 買物は安全マークを目安に
損害賠償付きの主な安全マーク（SG マーク　ST マーク）
電気用品、ガス用品（ＰＳマーク）

2） 取扱説明書と警告表示をよく見よう
取扱説明書や表示は「部分の一つ」として大切に保管しよう

3） 定期点検を忘れずに
何年も使った機器の劣化で事故が起きたこともありますプロによる点検が事故を防ぎます料金は販売店・メーカー相談窓口で確認できます

4） 五感を働かして早めの対応を
見る ： プラグコード
埃が積もっていると：ｺﾝｾﾝﾄを抜き乾いた布で取り除く
変色・変形・深い傷：使用中止
その他炎の色がおかしい燃焼機器：使用中止
臭いをかぐ： テレビ・洗濯機・冷蔵庫・エアコン等
こげ臭い＝使用中止
電源を入れると：動かない（そのままにすると発煙の恐れ電源を切って！）
手をかざす（触れると感電の恐れあり）熱い：使用中止

5）事故が起こったら公的機関に連絡しよう
連絡や相談の窓口
・製品評価技術基盤機構（NITE）０６－６９４２－１１１３
・経済産業省０３－３５０１－４６５７
・消費生活センター（宝塚市：８１－０９９９）・国民生活センター０３－３４４６－０９９９
・製品安全協会　０３－５２５５－３６３１
・消費生活用製品ＰＬセンター（０１２０－１１５－４５７）

くらしの情報

6月になりました。6月は和風月名で「水無月」。梅雨で雨が多い時期なのになんで「水無月」？
旧暦での呼び名なので今の暦では7月頃、文字通り梅雨が明けて水が涸れてなくなる月であるという説と、逆に田植えが終わって田んぼに水を張る月ということで「水の月」（「無」は「な」の当て字で、本来は「の」の意味）という説があります。新暦6月の呼び名として用いられるようになってからは、「梅雨で天の水がなくなる月」「田植えで水が必要になる月」という解釈も行われるようになったとか。
いずれにせよ、湿度が高く食べ物が傷みやすい時期です。消化器系の働きを高め、食中毒に気をつけましょう。

消費生活センターを装った架空請求はがきにご注意！

毎日新聞（5月7日）より

近頃ついに「国民生活センター」や「消費生活センター」を名乗って架空請求を行うグループが現れたとか。一見すると消費者を助けるような内容のはがきを送付する大胆な手口です。
はがきの内容は極めて巧妙で、「あなたに訴訟が提起されていることをお知らせするため」「当局が、あなたに訴訟を提起したり支払いを請求したりしているものではない」などと強調します。
その上で、「個人情報を悪用し、民事裁判制度を利用する手口が見られる。身に覚えがない場合には早急にご連絡下さい」と求めています。
差出人は「独立行政法人　国民生活管理センター」「法務省認定法人　日本消費生活センター」など。自治体などに設置されている消費生活センターや国民生活センターに名前が酷似していますが、そのような名称の法人は存在しません。あわてて電話をかけたりしてはいけません。
これ以上の個人情報を知られないように注意しましょう。
どこの誰が考えるのか、ここまでやるか～なんて思ってしまいましたが、「消費生活センターのはがきかな」と思っても、身に覚えのない請求や問い合わせが来た場合は。必ず警察か近くの消費生活センター（本物の）に連絡しましょう。

民事訴訟最終通告書
管理番号　平成18年 [redacted] 第 [redacted] 号
03-5294-40[redacted]
03-5294-40[redacted]
日本消費生活センター

「国民生活センター」ウェブサイトより

中国製品に注意！

各種新聞、TV ニュースより

新聞やテレビのニュースで既にご存知のことと思いますが、米国で中国産原料を使ったペットフードで犬や猫が死亡、また、パナマでは、中国産原料によるせき止めシロップで百人の死者が出たと伝えられている。「世界の工場」と言われている中国だけに、世界各国で中国製品に対する不安感・不信感が強まってきている。
過失ならまだしも、ペットフードの件は「偽装」だったと見られている。ペットフードの蛋白質含有量を多く見せようと、原料の中国産小麦グルテンにメラミンを混ぜた模様。
日本でも、輸入した土鍋から鉛が溶け出したり、浴槽用電気湯沸かし器から出火するおそれがあったりする事例があった。輸入野菜に基準値を超えた残留農薬があった例も、これまで数多く報告されている。勿論、中国製品が全て悪い訳ではないが、ここ日本においても中国からの輸入品が急激に増えているだけに注意したいものである。
米農務省と厚生省は、輸出業者の登録義務化や米当局による現地査察などを中国側に要求し、　輸出用商品の検査方法や結果に関する情報提供▽輸出業者の登録義務化と社名などの公表▽米食品医薬品局（ＦＤＡ）による安全性の中国での調査などを求めている。
商取引に欠かせないのが信頼関係である。今回のような偽装や、以前から指摘されている違法コピー商品はまさしくその信頼関係を傷つけるものである。中国政府も対策に乗り出しているとのことで、厳しい取り締まり・品質チェックの改善を望みたい。

６月は『環境月間』

環境月間とは
６月５日は環境の日です。これは、１９７２年６月５日からストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して定められたものです。国連では、日本の提案を受けて６月５日を「世界環境デー」と定めており、日本では「環境基本法」（平成５年）が「環境の日」を定めています。
「環境基本法」は、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めるという「環境の日」の趣旨を明らかにし、国、地方公共団体等において、この趣旨にふさわしい各種の行事等を実施することとしています。
我が国では、環境庁の主唱により、平成３年度から６月の一ヶ月間を「環境月間」（昭和４８年度～平成２年度までは、６月５日を初日とする「環境週間」）とし、全国で様々な行事が行われています。世界各国でも、この日に環境保全の重要性を認識し、行動の契機とするため様々な行事が行われています。

消費者協会宝塚の環境への取り組み

- リデュース
  ・レジ袋削減のための調査、講習会、「マイバッグ運動」の推進
  ・環境問題の研究、情報発信

- リユース
  ・『消費者の店』：家庭で不要な衣類（新品または同等品）、雑貨電気製品等の家庭で日常使用される商品の委託販売
  ・「譲ります。譲ってください。」コーナー（宝塚市広報誌）：『消費者の店』に置けない大型の品物などの斡旋をしています。
  ・ガレージセール：市民から出店者を募集し、武庫川河川敷公園で開催しています。

- リサイクル
  ・家庭で使った食用油を引き取っています。それを集めて、クリーンセンターの倉庫で石けんを作っています。

  ・牛乳パックは市内 12 ヶ所で、子ども会のご協力も得て回収しています。さらら仁川、イズミヤ小林店、関西スーパー荒牧店、ニッショー南口店、コーヨー逆瀬川店、まねき屋ソリオ北ユニベール店、市役所環境課、消費生活センターでは回収 BOX を設置しています。

地球温暖化の新聞ニュースでよくみかける『ＩＰＣＣ』ってなに？

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change：気候変動に関する政府間パネル）

地球温暖化についての最新の発表された科学的・技術的・社会経済的研究を広く調査し、評価し、政策立案者に助言する目的に設立された国際組織です。世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）との共同で設置されています。

第一次評価報告書が 1990 年、第二次評価報告書が 1995 年、第三次評価報告書 2001 年に発表されており、今年は第四次評価報告書です。

① （第１作業部会＝2007 年 2 月に公表）・・・人の活動が温暖化を引き起こしているという科学的**根拠**

② （第２作業部会＝2007 年 4 月に公表）・・・温暖化が世界に及ぼす**影響**の予測と適応策

③ （第３作業部会＝2007 年 5 月に公表）・・・温室効果ガスの排出削減、気候変動の影響の**緩和策**

これら３つの公表を受けて総合的な報告書が今年の１１月に出される予定です。